マーケティングシステム委託（マーケティングデータ整備事業）
プロポーザル実施要領

本実施要領は、富良野市（以下、「本市」という。）がマーケティングシステム委託（マーケティングデータ整備）（以下、「本業務」という。）を委託する事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を特定する手続きを定める。

１．目的

2024年に国内訪日旅行者が過去最高を記録し、本市においてもインバウンド旅行者の宿泊延べ数が増加傾向にある。

富良野市では2019年3月に「FURANO VISION 2030」を定め、その中で2030年に宿泊延べ数900,000泊を目標に掲げている。現在、この目標達成に向けて、短期戦略である「ACTION PLAN」を推進しているが、「オールシーズン滞在型の国際観光地」を実現するためには、年間を通じて時季に偏りのない旅行者を確保することが求められる。

この目標達成には訪日旅行者が欠かせない存在であり、彼らがどのようなニーズで本市を訪れ、どう周遊しているのかを把握する必要がある。また、並行して市内事業者や市民の意向調査を行い、訪日旅行者を取り巻く現状について把握することで、持続可能な観光地づくりに向けたデータを整備し、基礎データを構築することを目的とする。

２．業務概要

(1) 業務名「マーケティングシステム委託（マーケティングデータ整備事業）」

(2) 業務内容
別紙「マーケティングシステム委託（マーケティングデータ整備事業）委託仕様書」（以下「仕様書等」という。）によるものとする。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容により、一部を変更する場合もある。

(3) 委託期間
契約締結日（令和７年５月中旬を予定）から令和８年３月３１日まで

(4) 委託料上限額
１１，０００千円（消費税及び地方消費税を含む）
※この金額は契約額等を示すものではない。

３．参加資格

(1) プロポーザル参加資格要件及び業務実施上の条件
次の①から⑧の要件をすべて満たす事業者であること。

① 企業、ＮＰＯ法人、その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する。
② 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有する。
③ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない。
④ 破産法（平成１６年法律第７５号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生または再生手続きをしていない。
⑤ 富良野市暴力団排除条例（平成２６年１２月２２日条例第２８号）第２条第１号に規定する暴力団及び同条第２号に規定する暴力団員に該当しない。

⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではない。
⑦ 富良野市工事請負契約に係る指名停止の措置を現に受けていない。
⑧ その他、当該業務担当者との打合せを適切に行うことができる。

(2) 複数の事業者で構成される共同企業体で参加する場合

上記「３．参加資格」(1) の①から②の条件を共同企業体として満たし、かつ③から⑧の条件を共同企業体のすべての構成事業者が満たしていなければならない。その上で、次の事項に留意すること。

① 参加申込書を提出する際に、業務委託共同企業体協定書（様式４）を提出すること。これに基づき、本件委託業務を共同で行うこと。
② 代表事業者を定めること。代表事業者及び構成事業者を変更することはできない。
③ １事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同事業体に所属しながら自らが単独で参加することはできない。

４．スケジュール

本プロポーザルの公募から委託契約履行完了までのスケジュールは次のとおり。

令和７年４月	１日（火）	公募の公告、実施要領等の公表、質問の受付開始
	４月１５日（火）	参加申込関係書類の提出期限
	４月１５日（火）	企画提案の受付開始
	４月１７日（木）	質問の提出期限
	４月２１日（月）	質問への回答期日
	４月２４日（木）	企画提案関係書類の提出期限
	４月３０日（水）	審査会での企画提案説明（以下「プレゼン」という。）
		審査結果通知、受託候補者決定
	５月中旬	委託契約締結
令和８年３月３１日（火）		委託契約履行期限

５．提出書類

本プロポーザルへの参加希望事業者は、下記の参加申込関係書類及び企画提案関係書類を提出期間内に提出すること。作成書類は「Ａ４サイズ片面印刷」を基本とし、どうしても収まらない図表等があるときはＡ３サイズを用いても良いものとする（Ａ４サイズに折り込む）。

（１）参加申込関係書類

① 提出書類

ア．参加申込書（様式１）　　１部
イ．納税証明書（その３の３）１部　※取得から３か月以内の写し
ウ．履歴事項全部証明書　　１部　※取得から３か月以内の写し
エ．業務委託共同企業体協定書（様式４）１部　※共同企業体の場合のみ

② 提出期間

令和７年４月１日（火）～４月１５日（火）午後５時

③ 提出方法

上記の期日までに持参（土日祝日を除く）または簡易書留郵便、メールにより富良野市へ提出（提出先は「１１．問合せ・書類等提出先」に記載）。持参する場合は、持参する旨の事前連絡を「１１．問合せ・書類等提出先」に電話連絡することとし、提出時の企画提案内容等の説明は受け付けない。また、郵送する場合も受付期間内に必着、メールは受信完了とし、受付期間内に電話により到着、受信状況の確認をすること。なお、

発注者（本市）は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わない。

（２）企画提案関係書類

① 提出書類

ア．企画提案書のかがみ（様式２）　１部
イ．実施体制　７部
ウ．企画提案書（本体）　７部
エ．工程表　７部
オ．見積書　７部
※ア～オの順番にまとめること。

提出書類	様式	規格等
ア．企画提案書（かがみ）	様式２	・所在地や代表者名等必要事項を記載すること
イ．実施体制	任意様式	・本事業を実施する際の配置予定者とプロジェクト経験の記載は必須
ウ．企画提案書（本体）	任意様式	・別紙「仕様書等」に基づき、基本的な考え方、計画策定にあたってのポイント、実施する内容、アピールポイント、独自提案等があれば明記すること。 ・また、「仕様書」に記載のない事項であっても、独自の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合、及び業務を行う上で、発注者（本市）にメリットがあると思われる業務においては、積極的に提案すること。ただし、これに係る経費は、提出する見積額に含むものとする。 ・１部30頁以内にまとめること。 ・作成にあたっては、イラストやサンプル画像を掲載する等、可能な限りイメージしやすいよう工夫すること。 ・審査会の際に評価しやすいよう、別紙「評価基準」に合わせて企画提案書をまとめること。
エ．工程表	任意様式	・「仕様書等」の項目に沿って工程を整理すること。
オ．見積書	任意様式	・「仕様書等」の項目ごとに記載すること。（税込金額で記載） ・採用後は企画提案書の内容を協議の上、改めて見積書を提出すること。

② 提出期間

令和７年４月１５日（火）～４月２４日（木）午後５時

③ 提出方法

上記の期日までに持参（土日祝日を除く）または簡易書留郵便により富良野市へ提出（提出先は「１１．問合せ・書類等提出先」に記載）。持参する場合は、持参する旨の事前連絡を「１１．問合せ・書類等提出先」に電話連絡することとし、提出時の企画提案内容等の説明は受け付けない。また、郵送する場合も受付期間内に必着とし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。なお、発注者（本市）は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わない。

(3) プロポーザルへの参加辞退

参加申込関係書類、企画提案関係書類を提出した後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退書（様式３）を持参または簡易書留郵便により富良野市へ提出すること。（提出先は「１１．問合せ・書類等提出先」に記載）

６．質疑応答

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和７年４月１日（火）～４月１７日（木）午後５時

(2) 提出方法

質問は、質問書（様式５）により行うこと。メールにて提出することとし、メール送信後にその旨を「１１．問合せ・書類等提出先」に電話連絡すること。電話・ＦＡＸによる質問は受け付けない。また、本実施要領・仕様書に関する内容以外の質問は受け付けない。

(3) 質問の回答

富良野市は、質問書を受理後７日以内に回答する。電話や口頭による照会対応は行わず、回答は電子メールによる。

７．審査及び選定

富良野市職員で構成する「マーケティングシステム委託（マーケティングデータ整備事業）業務プロポーザル審査会」が、企画提案関係書類及びプレゼンの審査と選定をする。

(1) 企画提案関係書類及びプレゼンの審査項目等

（配点は「評価点×乗率」にて算出する）

評価項目	評価基準	配点	評価点	乗率
実施体制	役割や責任を明確化し、担当者の能力（資格、実績）及び実働人員の確保、業務実施に向けて円滑で安定的な業務体制が示されているか	10	1～5	2
工程	仕様書記載事項を踏まえ、良質で着実な業務遂行ができるようスケジューリングされているか	10	1～5	2
業務実績	過去に類似するデータ整備業務の実績があり、豊富な経験やノウハウの蓄積があるか	10	1～5	2
提案内容	業務の目的を理解し、本市の地域特性や課題を的確に把握し、調査項目補足に向けた適切な手法が示されているか。	10	1～5	2
動態調査	・調査に使用するツールや手法の信頼性、客観性等の根拠が示されており、本業務の遂行に見合ったものであるか。 ・取得できる観光客属性、市民や事業者等の調査項目は、本業務の目的と照らし適切であるか。 ・収集するデータや集計方法において確からしさの根拠が示されているか。	15	1～5	3

	データ集計	・単なるデータの収集や整理に留まらず、今後の本市の施策展開に活かせると期待できる効果的な集計方法が提示されているか。 ・分かりやすく集計結果を示すために、成果品（報告書等）の見せ方に相違工夫があるか。	15	1～5	3
	データ分析・提言	・本調査の目的と内容を十分理解した上で、本後の施策策定に寄与する分析方法を提案しているか。	15	1～5	3
提案能力		提案説明及び質問に対する応答が適切かつ明快か。	10	1～5	2
見積価格		見積価格を相対的に評価する。	5	1～5	1
合計			100		

評価点　5点(特に優れている)・4点（優れている）・3点（普通）・2点(劣っている)・1点(特に劣っている)

(2) プレゼン実施に関する事項

※ 参加者数により変更の可能性あり。詳細は別途連絡

① 開催日時・会場

令和７年４月３０日（水）、会場はコンシェルジュ フラノ内を予定。

参加事業者からの申し出により、オンラインでの実施も可とする。

② 参加人数　５名までとする。

③ 留意事項

プレゼンは３０分以内とする。提出した企画提案関係書類に沿ってプレゼンを行うこと。終了後に質疑応答を実施。プレゼンで使用するプロジェクター及びスクリーンは富良野市が準備する。それ以外の必要な機器等は参加事業者が準備すること。

８．契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手先（受託候補者）の特定

「マーケティングシステム委託（マーケティングデータ整備事業）業務プロポーザル審査会」により選定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。

なお、特定した結果は書面により通知するとともに、富良野市のホームページで公開する。ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積書徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約相手先の候補とする。

① 最優秀者が、地方自治法施行令第１６７条の４に規定に該当する。

② 最優秀者が、破産法による破産手続開始の申立て、会社更生法及び民事再生法による再生または再生手続きの対象となった。

③ 最優秀者が、富良野市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団及び同条第２号に規定する暴力団員に該当する。

④ 最優秀者が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体であった。

⑤ 最優秀者が、富良野市から指名停止の措置を受けている。

⑥ 最優秀者が、本業務委託契約の締結を辞退した。
⑦ その他の理由により、最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となった。

(2) 業務委託契約金額
富良野市の定める本業務委託契約の予算範囲内とする。

(3) 業務委託の仕様及び実施条件
① 本業務委託の仕様については、最優秀者の提出書類等に記載された内容を加味し、富良野市において定める。
② 企画提案関係書類に記載した主たる担当者は、特別の理由により富良野市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 非特定理由に関する事項
① 見積書徴取の相手先として特定されなかった事業者に対しては、特定されなかった旨を、富良野市長が書面（非特定通知書）で通知する。
② 審査結果についての異議申し立てはできないものとする。

９．留意事項

(1) 本プロポーザルに要する経費は参加事業者負担とし、提出書類等は返却しない。

(2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。

(3) 提出書類は、無断で審査目的以外に使用しないが、審査目的の範囲内で複製することがある。

(4) 本件に係る情報公開請求があった場合には、富良野市情報公開条例（平成１２年条例第１号）に基づき、提出書類を公開することがある。

(5) 本プロポーザル実施についての説明会は行わないものとする。

(6) 選定過程の透明性を確保するため、必要な範囲で参加事業者ごとの評価結果を事後に公表する。

(7) 検討すべき事項が生じた場合は、富良野市と業務委託請負者で別途協議する。

１０．失格事項

次のいずれかに該当する参加事業者は失格とする。

(1) 提出期間内に必要書類が提出されなかった場合。

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(3) 提出書類が本書で示す条件に適合しない場合。

(4) 本書で示す内容に違反する事項があると認められる場合。

(5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。

１１．問合せ・書類等提出先

富良野市 経済部 商工観光課

住　所：〒０７６－００３１　富良野市本町２番２７号コンシェルジュフラノ２階
電　話：０１６７－３９－２３１２（直通）
ＦＡＸ：０１６７－２３－２１２３
Ｅメール：kankou@city.furano.hokkaido.jp